

平成31年度(2019年度)障がい者を対象とした採用選考 受験資格・選考の方法

選考の種類	職種	受験資格		第1次選考	第2次選考
		年齢	その他の要件		
障がい者を対象とした採用選考	事務	昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人	次のいずれかの手帳の交付を受けている人 ①身体障害者手帳(注1) ②療育手帳(注2) ③精神障害者保健福祉手帳	・教養試験 (択一式・40題・120分) ※点字受験者は180分 ・集団面接試験	・作文試験 (800字程度・70分) ※点字受験者は105分 ※第1次選考時に実施 ・個別面接試験

(注1)都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)又は産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。)も可

(注2)児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書も可